



森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により富士市森林整備計画を策定したいので、同条第7項の規定により準用する同法第6条第1項の規定によりその旨を公告し、富士市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、富士市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに富士市長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

令和8年1月28日

富士市長 金指 祐樹

1 縦覧場所及び意見書の提出先

富士市産業交流部林政課（富士市役所庁舎5階）

富士市ウェブサイト

（リンク先 <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1035250000/p007728.html>）

2 縦覧期間

令和8年1月28日から同年2月27日まで

（ただし、富士市産業交流部林政課での縦覧は、土曜日、日曜日及び祝日の
閉庁日を除く。）

3 縦覧時間

富士市産業交流部林政課での縦覧は、午前8時30分から午後5時15分まで